

事 務 連 絡

平成19年5月14日

都道府県労働局労働基準部

労 災 補 償 課 長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（業務担当）

補償課労災保険審理室長補佐

介護行為による通勤の逸脱・中断事案に係る本省報告について

本年4月18日、大阪高等裁判所は、勤務終了直後に合理的な通勤経路を逸脱して義父宅に向かい、義父の夕食や入浴の介助等の介護を行い、その後、自宅に向かって歩行中、通常 of 合理的な通勤経路に復する手前で走行中の原動機付き自転車と衝突し負傷した事案が通勤災害に当たるか否かが争われた行政事件訴訟について、控訴人（国）の訴を棄却する旨の判決を行い、同判決は5月2日に確定したところである。

については、本省において、通勤と介護の実態をより詳細に把握する必要があることから、今後、介護行為による通勤の逸脱・中断行為としての労災請求がなされた場合には、当課業務班通勤災害係まで、速やかに報告されたい。

